

業務再点検結果報告

部署名	農村振興局整備部農村整備官
部署の業務内容	農道整備、農業集落排水施設整備、農村振興総合整備等の農業農村整備事業に係る補助事業の調査・実施

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当官の所管する補助事業は、地域住民等に対する事業説明は、直接的には事業主体である地方公共団体等が行うこととなる。 このため、国においては、地域住民等への説明等が丁寧に行われるよう、担当者会議等の様々な機会を通じ啓発・指導をおこなっていき、引き続きこれらの取組の促進を図っていく。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	省内のルール等について関係職員への周知徹底を図るとともに、当官における苦情等の対応についてルール化を図っている。 また、これら苦情、要請等については、国民からの貴重なご意見として誠実に伺い、丁寧な対応を心がけているが、今後とも適切な対応となるよう取り組む。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	事業の目的や効果については、予算の概算要求や決定などの機会を捉えて、事業実施主体である県、市町村等への説明を行うほか、一般国民向けに各種媒体を活用して情報発信しているところ。 説明を通じて寄せられた意見や要望については必要に応じ事業に反映するなどの対応を行うこととしている。 また、事業実施中や事業終了後に第三者による事業評価を実施し、結果を公表するとともに、必要に応じて事業への反映を行っているところである。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	事業実施に当たっては、受益者と一般住民との間で利害が必ずしも一致しない場合もあることから、円滑な事業実施を図るためにも、日頃より事業の必要性や効果等を消費者、一般住民にわかりやすく説明できるように、事業実施主体に対し啓発・指導を行ってきているところ。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		○		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	集落排水汚泥等の資源循環（農地還元）に取り組んでおり、関係法令に基づき適切な運用が図られるよう努めている。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	耕作放棄地に太陽光パネルを設置してはどうか(3/2消費者の部屋)		農業上の利用が不可能な耕作放棄地の有効活用の方策のひとつとして、ご意見を参考とさせていただきます。